証券コード　6231
2021年6月9日

株　主　各　位

大阪市中央区上本町西五丁目３番５号
木　村　工　機　株　式　会　社
代表取締役社長　木　村　恵　一

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申しあげます。書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、４ページから５ページのご案内に従って、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午後２時

２．場　　所　大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪　「金剛（東）」（４階）
※開催場所が前回定時株主総会時と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

３．目的事項

報告事項　第74期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kimukoh.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kimukoh.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎決議通知につきましては、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト（https://www.kimukoh.co.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6231/

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために下記のとおりご案内いたします。
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

＜株主様へのお願い＞

- **風邪症状がある方等体調不良の有無に関わらず、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましても、接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨申しあげます。**
- 議決権の行使は書面又はインターネットによっても可能ですので、ご検討ください。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液のご使用にご協力をお願い申しあげます。
- **会場は、接触感染リスク低減のため座席間隔を広げることから、ご用意できる席数がかなり限られることになります。席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただかざるを得ない場合も想定されますので、予めご了承のほどよろしくお願い申しあげます。**

＜接触感染リスク低減のための当社の対応＞

- 運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- 会場内各所に消毒液を設置いたします。
- お飲み物のご提供は中止させていただきます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。
https://www.kimukoh.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午後２時（受付開始：午後１時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後５時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

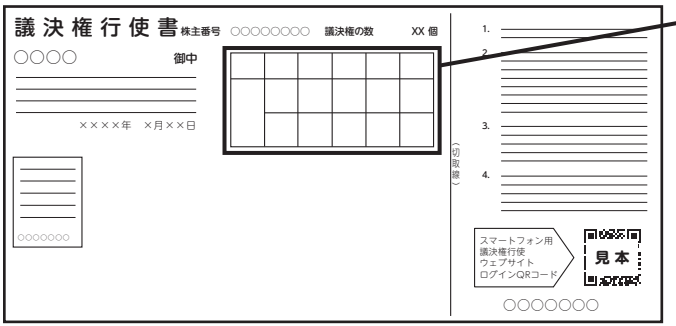

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号、第３号、第４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

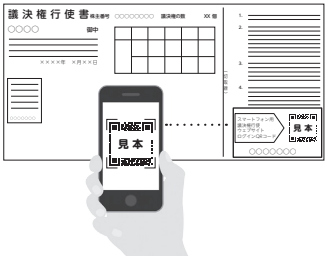

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

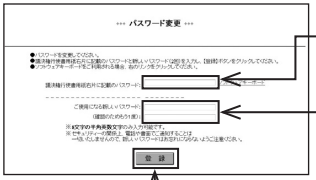

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日９：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が長期化し、企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており極めて厳しい状況にあります。

2020年５月に緊急事態宣言が解除され、段階的な経済活動の再開や経済施策の効果もあり回復の兆しがみられたものの、2020年11月ごろから第３波の感染拡大が進行しました。2021年１月に再び緊急事態宣言が発出され、解除後も感染者が再び増加するなど、感染収束時期が見通せない状況となり、景気は不透明な状況で推移しました。

当社をとりまく事業環境は、新型コロナウイルスの影響による企業間訪問の制限や、設備投資の中断や延期、工事の延伸等もありましたが、快適さに加え健康・衛生面を意識した空気質改善の需要は高まりを見せています。これを踏まえ、当社は、熱源と空調機が一体となった一体型外調機（ルーフトップ・熱回収外調機他）を中心に、換気を中心とした空気質改善の提案を強化いたしました。

このような環境のもと、分野別では、新型コロナウイルスの影響により商業分野が減少したものの、倉庫等の需要が活発であった産業分野及び学校・公共施設等の需要が安定していた保健分野は比較的底堅く推移しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高10,525百万円（前年同期比13.2％減）、営業利益　1,399百万円(同26.9％減)、経常利益1,410百万円(同24.4％減)、当期純利益　960百万円(同25.4％減)となりました。

なお、新型コロナウイルスの収束時期はまだ不透明でありますが、取引先及び従業員の安全を確保しつつ事業を継続してまいります。

⑵　設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1,564百万円で、主なものとして高井田新工場用地取得による土地等が1,335百万円、河芸製作所における生産性向上のための機械装置等が83百万円、本社移転に伴う設備等が59百万円、本店ショールーム構築のための設備等が38百万円、その他47百万円となります。

なお、当社では高井田新工場建設と八尾製作所の一部建物の建て替えのため、2023年３月期までに累計1,313百万円の設備投資を計画しております。また、八尾製作所の建物の多くは竣工

後60年近くが経過しており、順次建て替えを行う予定であります。今後も、景気の動向等を踏まえつつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、設備投資を継続し、さらなる需要拡大に対応してまいります。

⑶ 資金調達の状況

当事業年度中に、高井田新工場用地取得資金として、金融機関より長期借入金1,294百万円の調達を行いました。

⑷ 対処すべき課題

わが国経済は、予期せぬ世界的な新型コロナウイルスの収束が見通せない中、事業環境が一変し、各業界とも大きな影響を受けています。このような事業環境のもと、この問題の収束も視野に入れ、次の重点課題に取り組んでまいります。

① 事業活動を通した持続可能な社会への貢献

地球環境や社会へ配慮した企業経営がますます重要となる中で、当社は、SDGs・ESGの視点を経営の中核に位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の最大化を目指します。特に、地球温暖化対策は地球規模で取り組むべき課題であり、空調業界においても、省エネや温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。当社においても熱回収技術、熱源一体型製品等、環境配慮型製品を拡大し、持続可能な社会の実現に貢献します。

② 従来型快適空調から健康・衛生指向の空調へ

新型コロナウイルスの影響で、誰もが経験したことのない環境下におかれ、これからの事業環境や生活様式も大きく変化することが予想されます。空調の世界においても、従来の快適性に加え、健康で衛生的な空間の実現が今まで以上に求められています。

当社では、すでに換気を主な目的とした空冷HP式による熱回収外調機やルーフトップ外調機を供給しています。それに加え、「気流設計」「放射整流」「換気／熱回収」「湿度コントロール」を重視した新空調システム製品の開発に取り組んでおり、「ベストエアフロー」シリーズとして工場、ビル、病院、家庭向け等、各分野別に新たな空調を創造してまいります。

③ 部品力の強化と空調のシステム化の推進

最適部品の確保は空調のシステム化に重要であり、他社との連携や自社独自部品の開発を積極的に行い、今後も部品力の強化に努めます。この部品力と合わせ、自然の力を活用することで、製品の高効率化や高品質な空調の実現を目指します。誘引技術を備えた放射整流「誘引エアビーム」は、低風速の放射空調吹出口として、ベストエアフローの主要部品となっています。

④　業務・生産効率の向上と生産力の増強

今後の当社の成長のためには、生産効率、生産力増強が重要な課題であり、新工場建設に加えて、市場動向を見極めながら八尾製作所内建物の建て替え計画の推進等に取り組んでまいります。高井田新工場の一部は工場用空調の展示も兼ねた内容とし、実体験ができる場としての効果も視野に入れます。

また、生産・販売の業務を管理する基幹システムを再構築し、業務のデジタル化を推進して更なる効率化を目指します。

⑤　人材育成を通した企業体質の強化

新たに定めた企業倫理規範及び社員行動規範を実践し、SDGsなど新たな社会的価値を浸透させ、次の時代を生き抜く人材を育て経営基盤を強化します。

(5)　財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 71 期 2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで	第 72 期 2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで	第 73 期 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで	第 74 期 (当期) 2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで
売上高(百万円)	9,535	11,082	12,121	10,525
経常利益(百万円)	965	1,478	1,865	1,410
当期純利益(百万円)	725	1,022	1,286	960
1株当たり当期純利益(円)	219.08	288.87	359.36	251.17
総資産(百万円)	8,174	9,679	11,888	12,925
純資産(百万円)	2,819	3,827	5,604	6,385
1株当たり純資産額(円)	809.58	1,075.49	1,465.02	1,684.51

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
なお、期中平均及び期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。
2．消費税等の処理は、税抜方式によっております。

⑹ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

各種空調システム機器の開発、製造、販売並びに保守管理を行っております。

⑺ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

本　　社	大阪市中央区上本町西五丁目３番５号
営 業 本 部	東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区）
支　　店	仙台（仙台市青葉区）、福岡（福岡市博多区）、広島（広島市南区）
営 業 所	札幌（札幌市中央区）、金沢（石川県金沢市）
製 作 所	八尾（大阪府八尾市）、河芸（三重県津市）
ショールーム	東京（東京都千代田区）、大阪（大阪市中央区）、名古屋（名古屋市中村区）

（注）当社は2020年５月11日に大阪市中央区上本町西五丁目３番５号に本社を移転いたしました。

⑻ **従業員の状況**（2021年３月31日現在）

従業員数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
395名	14名増	41.4歳	12.1年

（注）　従業員数には、契約社員（パートタイマー等）51名が含まれております。

⑼ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,394
株式会社三井住友銀行	440
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	245
株式会社池田泉州銀行	78
株式会社中国銀行	42

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　14,400,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　3,849,000株（自己株式58,225株を含む）

⑶ **株主数**　　1,540名

⑷ **大株主（上位12名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社KIMURA	420	11.08
大阪中小企業投資育成株式会社	200	5.28
木村恵一	189	4.99
大河内英枝	168	4.43
株式会社みずほ銀行	165	4.35
日本生命保険相互会社	160	4.22
株式会社三井住友銀行	140	3.69
第一生命保険株式会社	120	3.17
木村晃	114	3.01
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	113	3.00
三菱電機株式会社	100	2.64
神鋼商事株式会社	100	2.64

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

⑹ **その他株式に関する重要な事項**

自己株式の取得

2021年２月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数　　普通株式　34,600株

取得価額の総額　　89,895千円

取得した期間　　2021年２月15日から2021年３月31日まで

3．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	木村恵一	執行役員 社長 株式会社ＫＩＭＵＲＡ 代表取締役
専務取締役	木村晃	執行役員 管理本部長
常務取締役	清水直文	執行役員 東京営業本部長
常務取締役	大村英人	執行役員 事業推進本部長
取締役	登尾公彦	執行役員 大阪営業本部長
取締役	西家伸郎	第一生命保険株式会社 大阪法人営業部部長
取締役	佐藤信孝	ＭＯＥ佐藤事務所 所長
常勤監査役	吉田和彦	
監査役	鶴谷研一	
監査役	加納淳子	弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士
監査役	佐々木健次	佐々木健次公認会計士事務所 所長 ｄｅｐ．ＦＡＳ合同会社 代表社員 ニチハ株式会社 監査役（社外）

（注）1．取締役西家伸郎氏及び取締役佐藤信孝氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役吉田和彦氏、監査役加納淳子氏及び監査役佐々木健次氏は、社外監査役であります。
3．監査役佐々木健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．2020年９月20日をもって、泉晃氏は一身上の都合により取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は、執行役員 八尾製作所長でありました。

5．当社は、社外取締役西家伸郎氏及び佐藤信孝氏並びに社外監査役吉田和彦氏、加納淳子氏及び佐々木健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は取締役５名のほか、以下の７名で構成されております。

氏　　名	担　　当
梶　田　正　和	八尾製作所長
笠　原　和　行	技術本部長
大　野　直　輝	名古屋営業本部長
浦　野　勝　博	河芸製作所長
綿　引　康　明	東京営業本部副本部長
江　原　拓　志	八尾製作所副所長
西　島　　務	経営企画室長

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員及び管理監督の立場にある従業員のすべてであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による故意の行為等による場合には塡補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等については2021年２月12日開催の取締役会にて決議しております。

a 基本方針

当社の役員報酬等に関する基本方針は、次のとおりとする。

ｲ. 中長期的かつ持続的な企業価値及び株主共同利益の向上を実現させることの対価として相応しい報酬体系とする。

ﾛ. 個々の役員報酬等は、各職責を踏まえた適正な水準で決定する。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬により構成し、社外取締役については独立性の確保及び監督機能を担うため、固定報酬のみを支給するものとする。監査役の報酬は、月額固定報酬のみとし、報酬水準については監査役会にて決定する。なお、役員報酬等は、金銭報酬のみとする。

b 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

ｲ. 月次報酬

業務執行取締役の固定報酬は、役位、職責、在任年数とともに、他社水準、当社業績、従業員給与水準を考慮のうえ、総合的に勘案して決定し、毎月支給する。社外取締役の固定報酬は、経験・知識・専門性を総合的に勘案して決定し、毎月支給する。

ﾛ. 退職慰労金

退職慰労金は、ただちに業績に反映されない長期的施策の実行を動機づけるための長期インセンティブとして位置づける。また、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社業績、他社水準をも考慮しながら、具体的金額、贈呈時期及び方法等を総合的に勘案して決定する。なお、本位置づけを踏まえ、社外取締役には退職慰労金を贈呈しない。

c 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績指標（売上高及び当期利益）の達成度合い及び社員賞与支給月数を総合考慮のうえ、賞与として毎年一定時期に支給する。

d　固定報酬又は業績連動報酬の額の取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、次のとおりとする。

ｲ. 当社と同程度の事業規模や同業他社を参考に諮問委員会で検討し、当該答申で示された固定報酬と業績連動報酬の比率の範囲内で決定する。

ﾛ. 固定報酬と業績連動報酬の比率は、100:0～60:40を目安範囲とする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

e　取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

ｲ. 月次報酬及び業績連動報酬

個人別報酬額の具体的内容の決定は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長木村恵一が、次の権限を行使して行う。

（ⅰ）各取締役の固定報酬額

（ⅱ）各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、決定するものとする。

ﾛ. 退職慰労金

退職慰労金の個人別金額は本方針に基づき、株主総会による退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取　締　役 （うち社外取締役）	122 （11）	91 （11）	21 （－）	9 （－）	8 （2）
監　査　役 （うち社外監査役）	24 （19）	24 （19）	－ （－）	－ （－）	4 （3）
合　　計 （うち社外役員）	146 （30）	115 （30）	21 （－）	9 （－）	12 （5）

（注）1．上記には、2020年９月20日付で辞任した取締役１名を含んでおります。
2．上記のほか、使用人兼務取締役（２名）の使用人分給与を９百万円支払っております。
3．取締役の報酬限度額は、1986年11月20日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。
4．監査役の報酬限度額は、1996年６月28日開催の第49回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名です。
5．業績連動報酬は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額であります。
6．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額であります。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役西家伸郎氏は、第一生命保険株式会社大阪法人営業部部長であります。同社は、発行済株式の総数（自己株式を除く。）の3.17%を保有する株主であります。また、同社と当社の間に生命保険契約の取引関係がありますが、取引金額は僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

・取締役佐藤信孝氏は、ＭＯＥ佐藤事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役加納淳子氏は、弁護士法人第一法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所所長、ニチハ株式会社社外監査役であります。また、2020年６月８日にｄｅｐ．ＦＡＳ合同会社代表社員に就任いたしました。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西 家 伸 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融市場における幅広い見識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。
取締役 佐 藤 信 孝	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の企業価値向上について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しております。
監査役 吉 田 和 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に空調設備における幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役 加 納 淳 子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐 々 木 健 次	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

4．会計監査人の状況

⑴ **名称**　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ **責任限定契約の内容の概要**

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」「企業倫理規範」「社員行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め社内に周知する。

b 各部門のコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び行動基準の管理を行う。

c 企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査室を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。

d 内部通報制度を設け、違法行為が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口に直ちに通報するものとして社内規程を定める。

e 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 法令及び社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存及び管理を行う。

b 情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。

c 情報の適切な管理を行うため、法令及び社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスクの洗い出し・評価の報告及び対応方針の決定を行う。

b 管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置又はリスクを最小化するために必要な措置を講じる。

c 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、代表取締役社長若しくは代表取締役社長から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 毎月１回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針及び経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。また、取締役・執行役員をもって構成される合同役員会を毎月１回開催し、重要な業務遂行を審議する。

b　経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底及び記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項及びその他の重要事項は、取締役会規則その他重要事項に関する規程に定め、法令及び定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。

⑤　監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該従業員の他の取締役からの独立性の確保に関する体制

a　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その職務に相応しい従業員を速やかに任命することとする。

b　監査役を補助すべき従業員は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの独立性を確保されるとともに、当該従業員の人事異動については事前に監査役と協議のうえ、行うものとする。

⑥　取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制

a　取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び違法行為等が発生若しくは発生するおそれがあると判断した場合、直ちに監査役会に報告することとする。

b　監査役は代表取締役と定期的に会合をもつ他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、合同役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができるものとする。

c　監査役会は、取締役及び従業員から報告を受ける他、会計監査人及び内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

d　監査役へ報告を行った者及び内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　監査役がその職務の遂行について生ずる費用を、当社に対し請求したときは、速やかに処理することとする。

b　監査役がその職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携することを認める。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

a　反社会的勢力に対して断固たる行動で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針として周知徹底する。

b　反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク及びコンプライアンス管理体制について

リスク管理については、月次で開催される「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクの洗い出し・評価・一次的対応の報告が行われ、重要な事項については対応方針の決定がなされています。

コンプライアンスについては、上記同様に報告及び対応方針の決定が行われるとともに、業務と関連が強い法令については月次でモニタリングが行われており、その結果は「法令・安全衛生委員会」で報告されています。

なお、「リスク・コンプライアンス委員会」は執行役員で構成されており当事業年度は12回開催いたしました。

② 取締役の職務執行について

当事業年度は、定例取締役会及び臨時取締役会を14回開催いたしました。経営上の重要事項を決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けております。また、監督機能を強化するため、高い見識を有する社外取締役２名を選任しており、経営上の重要事項の審議及び重要な報告に対して意見・助言等が適宜なされております。

③ 監査役監査の職務執行について

定時監査役会が毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度は合わせて13回開催いたしました。

監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行取締役とは執行状況の聴取及び重要な決裁文書の閲覧を通して、また社外取締役とは定期的な会合での意見交換を通して、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。

さらに、監査役は内部監査室から監査結果の報告を受け、会計監査人及び内部監査室と定期的にミーティングを設ける等により緊密な相互連携をとることで、監査役監査の実効性を図っております。

④ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査室が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性や合理性及び内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告並びに改善提言を行っております。

貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	**金額**	**科目**	**金額**
流動資産	**6,737,698**	**流動負債**	**2,667,527**
現金及び預金	2,341,386	支払手形	6,210
受取手形	485,599	電子記録債務	720,685
電子記録債権	752,792	買掛金	353,055
売掛金	1,888,728	短期借入金	755,000
製品	533,938	一年内返済予定の長期借入金	60,332
仕掛品	169,664	リース債務	23,072
原材料及び貯蔵品	508,203	未払金	205,577
前払費用	69,060	未払費用	46,487
その他	212	未払法人税等	226,543
貸倒引当金	△11,887	未払消費税等	58,698
固定資産	**6,188,119**	前受金	11,971
有形固定資産	**4,926,252**	預り金	37,233
建物	1,050,885	賞与引当金	133,639
構築物	16,203	役員賞与引当金	21,653
機械及び装置	497,732	製品保証引当金	7,367
車両運搬具	3,708	**固定負債**	**3,872,704**
工具、器具及び備品	180,492	長期借入金	1,444,048
土地	2,989,144	リース債務	9,754
リース資産	23,255	資産除去債務	106,126
建設仮勘定	164,830	退職給付引当金	1,984,105
無形固定資産	**50,036**	役員退職慰労引当金	295,122
ソフトウエア	42,681	その他	33,547
リース資産	7,092	**負債合計**	**6,540,231**
その他	262	純資産の部	
投資その他の資産	**1,211,830**	**株主資本**	**6,379,133**
投資有価証券	31,380	**資本金**	**744,896**
長期前払費用	3,285	**資本剰余金**	**697,650**
繰延税金資産	703,232	資本準備金	637,896
その他	500,472	その他資本剰余金	59,754
貸倒引当金	△26,539	**利益剰余金**	**5,031,525**
		利益準備金	117,500
		その他利益剰余金	4,914,025
		別途積立金	2,650,000
		繰越利益剰余金	2,264,025
		自己株式	**△94,938**
		評価・換算差額等	**6,451**
		その他有価証券評価差額金	6,451
		純資産合計	**6,385,585**
資産合計	**12,925,817**	**負債純資産合計**	**12,925,817**

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,525,608**
売上原価		**6,224,907**
売上総利益		**4,300,701**
販売費及び一般管理費		**2,901,436**
営業利益		**1,399,265**
営業外収益		
助成金収入	38,049	
作業くず売却益	11,127	
保険事務手数料	2,701	
その他	11,219	63,097
営業外費用		
支払利息	22,209	
債権売却損	22,830	
保険解約損	6,224	
その他	342	51,606
経常利益		**1,410,756**
特別損失		
固定資産除却損	7,623	
減損損失	1,711	9,334
税引前当期純利益		**1,401,422**
法人税、住民税及び事業税	447,394	
法人税等調整額	△6,114	441,280
当期純利益		**960,141**

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

木村工機株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　増　田　　豊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　戸　康　嗣　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、木村工機株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月24日

木村工機株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	吉　田　和　彦	㊞
監　査　役	鶴　谷　研　一	㊞
社外監査役	加　納　淳　子	㊞
社外監査役	佐々木　健　次	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術開発、製造体制強化等、将来の事業展開に活用してまいります。

この方針に基づき、第74期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円　　総額 94,769,375円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	木村　惠一（きむら　けいいち） （1933年12月３日生）	1952年４月　当社入社 1955年９月　取締役 1975年９月　代表取締役専務 1976年10月　代表取締役社長 2018年６月　代表取締役執行役員社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＫＩＭＵＲＡ　代表取締役	189,000株
	【選任理由】 木村惠一氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。経験に裏付けられた的確な視点から重要事項を決定するなど様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを期待できることから、取締役候補者といたしました。		
2	木村　晃（きむら　あきら） （1961年６月24日生）	1987年９月　監査法人三田会計社（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 1990年１月　公認会計士林弘事務所入所 1993年３月　公認会計士登録 1996年１月　公認会計士木村晃事務所開設、所長 1996年６月　当社非常勤監査役 1999年１月　当社入社 1999年６月　取締役本社営業部長 2003年11月　取締役東京営業本部長 2008年４月　取締役管理本部長 2012年６月　常務取締役管理本部長兼河芸製作所長 2017年７月　専務取締役管理本部長 2018年６月　専務取締役執行役員管理本部長（現任）	114,000株
	【選任理由】 木村晃氏は、入社以来営業部門及び製造部門に携わり、兼務を含めて幅広く当社主要業務を経験しております。現在は前職で培った知見を活かし、管理体制やガバナンス強化など様々な経営課題に取り組んでおり、これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	清水直文（しみず なおふみ） （1955年2月18日生）	1977年４月　極東マック・グレゴー㈱（現　㈱ナカタ・マックコーポレーション）入社 1987年９月　当社入社 1999年２月　東京営業本部営業部長 2006年９月　執行役員東京営業本部統括部長 2008年６月　取締役東京営業本部長 2012年６月　常務取締役東京営業本部長 2018年６月　常務取締役執行役員東京営業本部長（現任）	12,000株
	【選任理由】 清水直文氏は、入社以来一貫して営業部門に携わり、当社の発展に貢献してきました。社内外からの信頼が厚く、当社が依拠する空調業界の動きを的確に把握し判断する能力にも長けております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
4	大村英人（おおむら ひでと） （1964年３月25日生）	1987年４月　㈱第一勧業銀行（現　㈱みずほ銀行）入行 2008年１月　㈱みずほ銀行 小岩支店長 2010年４月　同行 事務サービス部次長 2014年４月　㈱みずほフィナンシャルグループ グループ人事部付参事役 2014年６月　当社に出向、経営企画室長 2014年９月　執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長 2015年６月　当社に転籍、取締役管理本部副本部長兼経営企画部長 2017年７月　常務取締役事業管理本部長 2017年10月　常務取締役営業推進本部長 2018年６月　常務取締役執行役員営業推進本部長 2018年10月　常務取締役執行役員営業推進本部長兼技術開発本部長 2019年４月　常務取締役執行役員営業推進本部長 2020年３月　常務取締役執行役員事業推進本部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 大村英人氏は、入社以来主に管理部門・事業推進部門で当社の発展に貢献してきました。前職で培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、営業・技術・製造部門で偏った判断をせず俯瞰する能力に長けております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	のぼりお　きみひこ 登尾公彦 （1957年6月20日生）	1982年４月　ヤマハ発動機㈱入社 1983年11月　㈱デリス入社 1986年７月　当社入社 2003年５月　本社営業部長 2006年９月　執行役員本社営業部長 2013年４月　執行役員大阪営業本部長 2018年６月　取締役執行役員大阪営業本部長（現任）	10,000株
	【選任理由】 登尾公彦氏は、入社以来一貫して営業部門に携わり、当社の発展に貢献してきました。空調業界に関する幅広い見識を有しており、新製品の拡販を中心に西日本エリアの売上拡大を精力的に進めております。今後も当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
6	※ かじた　まさかず 梶田正和 （1963年１月12日生）	1986年４月　森下製薬㈱（現　エイワイファーマ㈱）入社 1991年２月　当社入社 2004年４月　八尾製作所製造部長 2006年８月　河芸製作所副所長 2006年９月　執行役員河芸製作所副所長 2007年４月　執行役員河芸製作所長 2012年４月　執行役員空調特機部長 2017年７月　執行役員空調設備事業部長 2020年３月　執行役員八尾製作所所長代理 2020年９月　執行役員八尾製作所長（現任）	12,000株
	【選任理由】 梶田正和氏は、入社以来主に製造部門に携わるとともに、工場空調及びメンテナンス営業の経験を通して当社の発展に貢献してきました。今後は、中長期の経営展望においても経営理念を踏まえた的確な理解と判断が期待され、当社の企業価値を持続的に向上させるために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	西家伸郎（にしいえのぶお） （1958年5月10日生）	1981年４月　第一生命保険相互会社（現　第一生命保険㈱）入社 2010年４月　同社 代理店業務推進部（大阪）部長 2014年４月　同社 大阪南支社営業推進統括部長 2016年４月　同社 大阪法人営業部部長（現任） 2017年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 第一生命保険㈱　大阪法人営業部部長	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 西家伸郎氏は、金融市場における幅広い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、諮問委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。長年にわたり大手機関投資家で培ってこられた企業の中長期の持続的成長への知見を、当社の企業価値向上に向けて助言・監督していただく役割を期待するため、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
8	佐藤信孝（さとうのぶたか） （1950年４月12日生）	1973年４月　㈱日本設計入社 1998年４月　同社 環境・設備設計群　環境・設備設計部長 2004年６月　同社 執行役員　環境・設備設計群長 2008年12月　同社 取締役常務執行役員　環境・設備設計群長 2011年12月　同社 取締役副社長執行役員 2015年12月　同社 常任顧問 2017年１月　MOE佐藤事務所開設、所長（現任） 2018年３月　当社非常勤顧問 2018年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） MOE佐藤事務所　所長	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤信孝氏は、設備設計における幅広い見識と大手建築設計事務所の経営に関与した経験を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。今後当社が環境・エネルギーの側面から新たな経済的価値を創出し社会的責任を果たせるよう、専門家の視点から持続的な企業価値向上に向けて助言・監督していただく役割を期待するため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、西家伸郎氏が現在勤務する第一生命保険株式会社は当社の主要株主であり、120,000株（持株比率3.17%）を保有しております。また、同社と当社との間に取引関係がありますが、取引金額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
３．西家伸郎氏及び佐藤信孝氏は、社外取締役候補者であります。
４．西家伸郎氏及び佐藤信孝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西家伸郎氏が４年、佐藤信孝氏が３年となります。
５．当社は、西家伸郎氏及び佐藤信孝氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、西家伸郎氏及び佐藤信孝氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、西家伸郎氏及び佐藤信孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役吉田和彦氏は、健康上の理由により本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者境達也氏は、監査役吉田和彦氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※ 境（さかい）　達（たつ）　也（や） （1959年９月１日生）	1983年４月　㈱栗本鐵工所入社 1986年10月　同社 鉄管営業部 2002年６月　同社 本社監査室 2011年３月　当社入社 2011年７月　当社内部監査室長（現任）	700株
【選任理由】 境達也氏は、入社以来内部監査室長として業務監査に携わってきました。近年では内部統制評価にも従事し、当社の事業内容や内部監査に関する豊富な経験及び知識を有しており、それらを当社の監査役監査に活かしていただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．当社は、各監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、境達也氏が監査役に選任され就任した場合は、同氏との当該契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。境達也氏が監査役に選任され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

一身上の都合により2020年９月20日をもって取締役を辞任されました泉晃氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた役員報酬等の内容の決定に関する方針等及び役員退職慰労金規程に沿って、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針等は事業報告13ページから14ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
泉（いずみ）　晃（あきら）	2011年６月　当社取締役 2020年９月　当社取締役退任

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪　「金剛（東）」（４階）
TEL ０６（６７７２）１４４５

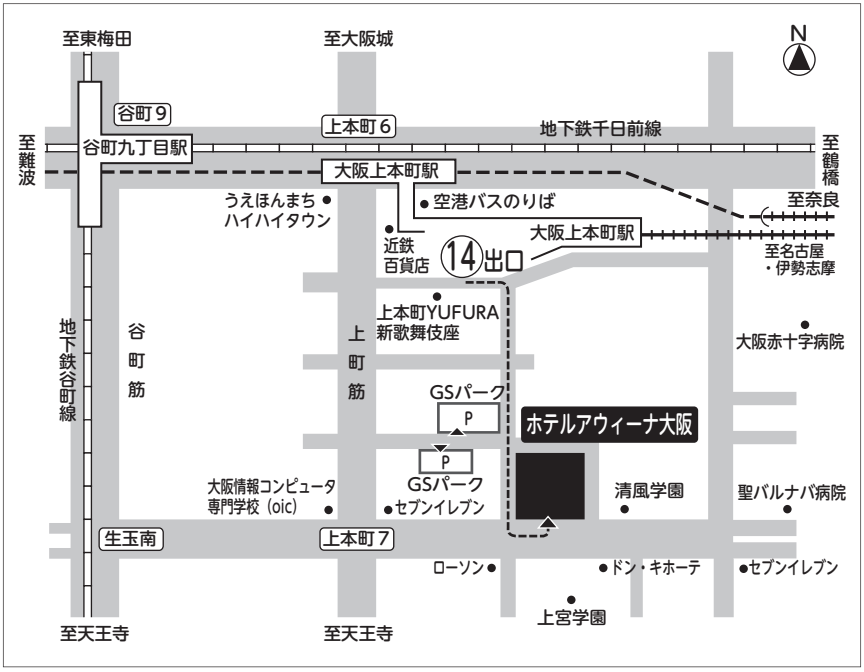

【最寄り駅からのご案内】

・近鉄　　「大阪上本町駅」14番出口より徒歩約３分

・地下鉄　　谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より徒歩約８分

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。